

提出書類一覧表（福祉系高校修学資金）

御自身の状況に応じて、該当の書類を期限までに提出してください。

【卒業して1年目】 卒業した翌月末までに提出

状況	提出書類
<p>ア 卒業年度に介護福祉士試験に合格。資格登録後、福岡県内で介護職員等の業務（以下「対象業務」という。）に従事中有る。</p>	<p>①返還猶予申請書（第14号／申請理由「3」） …申請期間は、《卒業した月の翌月1日》から《資格登録月又は従事開始月のいずれか遅い月から起算して3年後の月末》まで</p> <p>②業務従事届（第24号） ③在職証明書その1（第30号） ④介護福祉士資格登録証のコピー</p> <p>※③は従事先の押印（公印）が必要</p>
<p>イ 卒業年度に介護福祉士試験に不合格。翌年度も受験する意思がある。</p>	<p>①返還猶予申請書（第14号／申請理由「4」） …申請期間は、《卒業した月の翌月1日》から《卒業した翌年度の年度末（3月31日）》まで</p> <p>②卒業年度に受験したことがわかる書類（不合格通知コピー等）</p> <p>※卒業年度の翌年度に合格して資格を登録し、福岡県内で対象業務に従事中の場合は、4月末までに上記「ア」の書類を提出すること。 ※卒業年度の翌年度に不合格であっても、その翌年度も受験する意思がある場合は、次回受験年度末までの1年間について、同様に返還猶予申請書と不合格通知のコピーを提出すること。 ※未受験の場合は、返還手続きとなるため、まず本会に連絡すること。</p>
<p>ウ 卒業年度に介護福祉士試験に合格し、資格登録済み。福岡県内で対象業務に就職活動中である。</p>	<p>①返還猶予申請書（第14号／申請理由「5」） …申請期間は、《卒業した月の翌月1日》から《卒業した翌年度末（3月31日）》まで</p> <p>②介護福祉士資格登録証のコピー</p> <p>※卒業年度の翌年度末までに県内において対象業務に就職した場合は、就職後15日以内に「ア」の書類を提出すること。 ※卒業年度の翌年度末までに県内において対象業務に就職しなかった場合は返還となります。まず本会に御連絡ください。</p>

【卒業して2年目以降】 毎年4月15日までに提出

状況	提出書類
<p>エ 前ページ「ア」により、返還猶予が決定している。</p> <p>返還猶予決定時から従事先・従事内容に変更はないが、3年以上（以下「免除要件期間」という。）を満たしていない。</p> <p>前回の届出後、休職期間も生じていない。</p>	<p>①現況届（第28号）</p> <p>※4月1日以降の証明日とし、従事先の押印（公印）が必要</p> <p>※前回の届出後、休職期間が生じた場合は、「オ」を提出すること</p>
<p>オ 前ページ「ア」により、返還猶予が決定している。</p> <p>返還猶予決定時から従事先・従事内容に変更はないが、返還免除要件期間を満たしていない。</p> <p>前回の届出後、休職期間が生じた。</p>	<p>【休職中の場合】</p> <p>①休職、復職、停職届（第29号）</p> <p>【休職し、復職済みの場合】</p> <p>①休職、復職、停職届（第29号）</p> <p>②返還猶予申請書（第14号／申請理由「3」）</p> <p>…申請期間は、《休職が終了した月の翌月1日》から《免除要件期間を満たす月の月末》まで</p> <p>③現況届（第28号）</p> <p>※①③は従事先の押印（公印）が必要</p> <p>※休職期間（休職開始月の1日から休職終了月の月末まで）は、免除要件期間として算定しない</p>

【随 時】 事由発生後、15日以内に提出

状況	提出書類
<p>カ 前ページ「ア」により、返還猶予が決定している。</p> <p>前回の届出後、届出の従事先を退職し、退職した翌月に県内において対象業務に再就職しているが、返還免除要件期間を満たしていない。</p>	<p>①返還猶予申請書（第14号／申請理由「3」） …申請期間は、《再就労した月の1日》から《免除要件期間を満たす月の月末》まで</p> <p>②業務従事先変更届（第25号）</p> <p>③在職証明書その1（第30号） …現在の従事先（転職先）からの証明</p> <p>④在職証明書その2（第31号） …退職先からの証明</p> <p>⑤現況届（第28号）</p> <p>※③④⑤は従事先の押印（公印）が必要</p> <p>※福祉系高校修学資金返還充当資金に移行した方の再就職先が、介護サービス事業所・施設である場合は、返還となります（災害・疾病・負傷・その他やむを得ない事由があると本会が判断した場合を除く）。退職・転職を検討される際には、まず本会に御連絡ください。</p>
<p>キ 前ページ「ア」により、返還猶予が決定している。</p> <p>前回の届出後、届出の従事先を退職し、退職した翌月までに県内において対象業務に再就職しなかった。</p>	<p>全額返還となり、返還手続きが必要です。</p> <p>まず、本会に御連絡ください。</p>
<p>ク 返還免除要件を満たしておらず、今後、県内において対象業務に従事する意思がない。</p>	<p>全額返還となり、返還手続きが必要です。</p> <p>まず、本会に御連絡ください。</p>
<p>ケ 借受人・連帯保証人の住所・氏名に変更があった場合</p>	<p>①住所、氏名変更届（第21号）</p> <p>②住民票など変更事項を証明する書類</p>

【 返還免除（当然免除）手続き 】 免除要件を満たした翌月末までに提出

状況	提出書類
<p>コ 「ア」により返還猶予が決定している。県内で対象業務に免除要件期間（3年※以上）継続従事した。</p> <p>免除要件期間を満たすまで、休職・退職は生じていない。</p> <p>※「3年」：在職期間が通算1,095日以上かつ、対象業務に従事した期間が540日以上</p>	<p>①返還当然免除事実発生届（第17号／申請理由「1」）</p> <p>②在職証明書その1（第30号）</p> <p>③国家資格登録証のコピー</p> <p>※②は従事先の押印（公印）が必要</p> <p>※免除要件期間を満たした後に退職した場合は、①と在職証明書その2（第31号）、③を提出</p> <p>※休職期間が生じた場合は、休職、復職、停職届（第29号）も提出すること。休職期間（休職開始月の1日から休職終了月の月末まで）は、免除要件期間として算定しない。</p>